



令和6年度 監事研修会

学校法人制度の概要及び 私立学校法の改正について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

課長補佐 片見 悟史

1 学校法人制度の概要

学校法人に関する主な法律等について

私立学校法

▶ 学校法人の設立、管理運営等

私立学校振興助成法

▶ 私立大学の経常的経費の補助等

寄附行為審査基準

学校法人会計基準

教育基本法

▶ 教育の目的及び理念等

学校教育法

▶ 学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準
短期大学設置基準
大学院設置基準
等

法人組織・会計・補助金
等について規律

学校法人

大学

短大

高校

専修学校

⋮

学校の組織・教育の在り方等を規律

◎ 私立学校法（昭和24年法律第270号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（学校法人の責務）

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

※令和7年4月1日からは第十六条₃

2 私立学校法の改正について

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

3. その他

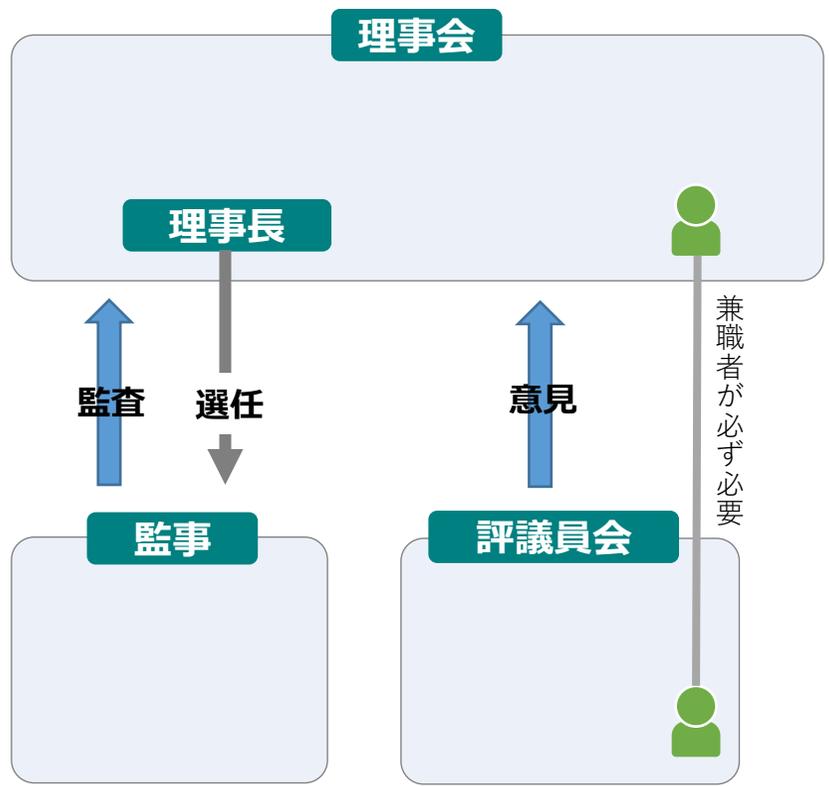
- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

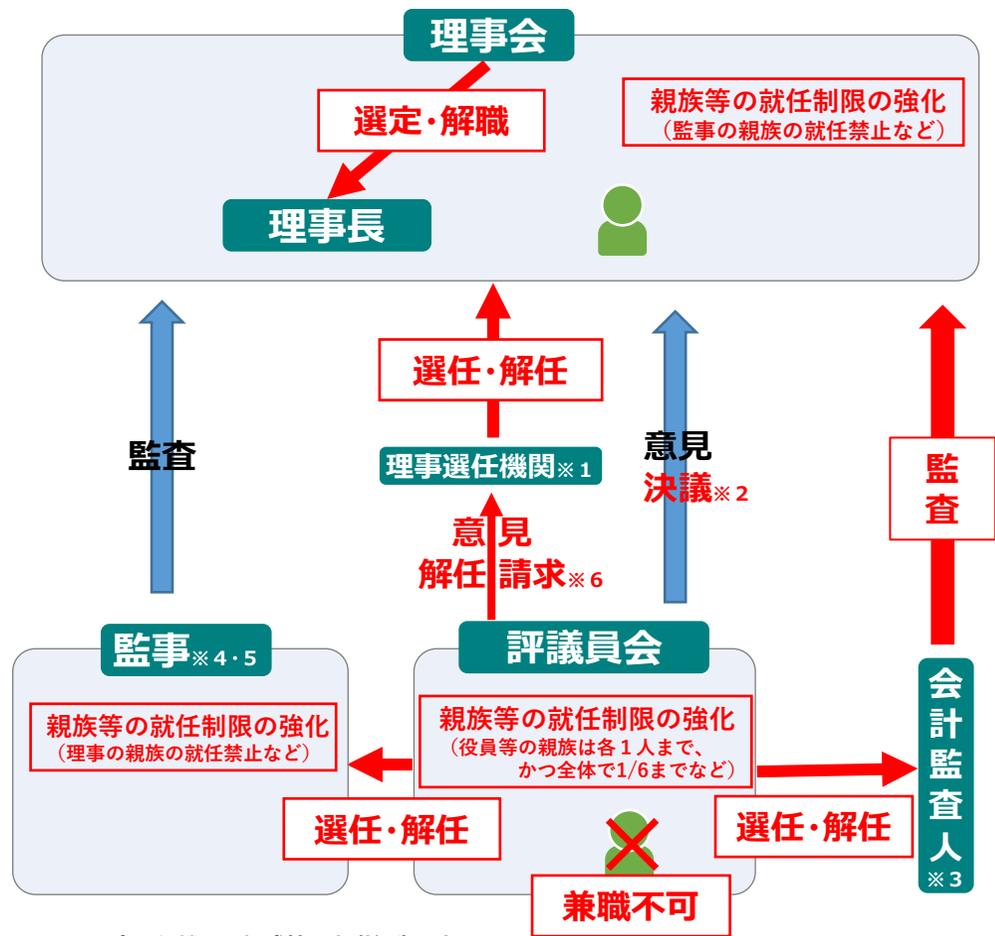
令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント

現行



改正後



- ※ 1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※ 2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※ 3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※ 4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※ 5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※ 6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

制度改正過渡期における基本ポイント

ポイント【1】資格・構成の要件の切り替わり

✓ 理事・監事・評議員の資格・構成の要件が新制度に切り替わるタイミングは、令和7年度の定時評議員会の終結の時

- ✓ 令和7年4月1日ではない。
- ✓ 特に、このタイミングで、理事と評議員の兼職について、必須から禁止に切り替わることに注意。

ポイント【2】選任の方法の切り替わり

✓ 選任の方法が新制度に切り替わるタイミングは、令和7年4月1日

- ✓ 令和7年4月1日以降に理事を選任する場合には理事選任機関が選任。
- ✓ 令和7年4月1日以降に監事を選任する場合には評議員会が選任。
- ✓ 制度改正前に任期が開始されている者については、新制度における選任方法と異なった方法で選任されていたとしても選任し直す必要はない。
- ✓ 選任を行う会議体（理事会、評議員会など）の構成員は、制度改正前に選任されていた者であっても構わない。

監事の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行	改正後
監事	基本的資格	なし
	主な職務等	<ul style="list-style-type: none"> ①学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査 ②監査報告の作成 ③不正行為等の理事会等への報告 ④理事会、評議員会の招集の請求 ⑤理事の不正行為等の差止め ⑥理事会への出席、意見
	定数	2人以上
	任期	寄附行為の定めるところ
	選解任方法	評議員会の同意を得て理事長が選任
	主な構成の要件	<ul style="list-style-type: none"> ①理事、評議員、学校法人の職員との兼職禁止 ②理事親族の就任禁止（通知事項）
	その他	
		<p><u>学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者（45 I）</u></p> <p>①～⑤は現行と同様（52①、53 I、56 I・II、57、58 I） ⑥理事会、評議員会への出席、意見（55） ⑦理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査（54） <u>※子法人に対する調査権を明記（53 II）</u></p> <p>2人以上（18 III）</p> <p><u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）（47 I）</u></p> <p>評議員会の決議（45 I、48 I）</p> <p>①理事、評議員、学校法人の職員、<u>子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人職員との兼職禁止（31 III、46 II）</u> ②1人以上の理事、他の監事又は2人以上の<u>評議員と特別利害関係を有していないこと（46 III）</u></p> <p><u>一定の要件に該当する大臣所轄学校法人等においては、常勤監事の選定義務化（145 I）</u></p>

会計監査人と監事の連携

会計監査人

- ・ 理事等の重大な不正行為等の監事への報告(87)
- ・ 会計監査報告の通知 (86 II)
- ・ 会計監査人の職務の遂行に関する事項の通知 (施行規則37)

監事

- ・ 会計監査に関する報告請求 (87)
- ・ 緊急時における会計監査人の解任(83 II)

【監事の会計監査人に関する職務】

- ・ 会計監査人解任の評議員会での報告 (83 III)
- ・ 会計監査人の選解任、不再任議案の内容の決定 (84)
- ・ 一時会計監査人の選任 (85)
- ・ 会計監査人の報酬同意 (87)
- ・ 会計監査人の監査の方法及び結果の相当性判断 (施行規則35②)

計算書類に関する責任関係

理事等の責任

学校法人会計基準に準拠して計算書類を作成し、学校法人の経営の状況及び財政状態を適正に表示すること。

会計監査人の責任

独立した立場で会計監査を実施し、計算書類に全体として不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて監査意見を表明すること（※2）。

計算書類

監事の責任

学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視すること。また、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断すること（※1）。

※1 会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告の内容については、私立学校法施行規則第35条に規定

※2 会計監査人の監査報告の内容については、私立学校法施行規則第34条に規定

私立学校法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法による学校法人のガバナンス改革に当たっては、私立学校の建学の精神を侵すことのないよう留意すること。また、大学を設置する学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究に不当に干渉することがないよう、特段の留意を払うこと。
- 二 理事会の業務執行に対する評議員会の監視・監督機能の強化を促進するため、あらかじめ評議員会の意見の聴取を要する事項について、必要に応じて意見の聴取に代えて決議を要することもできる旨を各学校法人に周知するなど、評議員会の権限強化策を推進すること。
- 三 学校法人の理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、各学校法人の理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知を図ること。
- 四 理事長等特定の者への権限の集中が一部の私立大学等における不祥事の背景となっている状況を踏まえ、評議員会の監視・監督機能が実質的かつ健全に機能するよう、理事又は理事会が選任する評議員数の上限については、必ずしも当該割合まで求めるものではないことを各学校法人に周知するとともに、上限の在り方について検討すること。
- 五 学校法人のガバナンス強化には、理事会及び評議員会の活性化が重要であることを踏まえ、各学校法人において理事会及び評議員会を理事及び評議員の出席のもと定期的を開催するなどの工夫により、積極的に意見交換するよう周知すること。

六 私立大学等のガバナンス不全を防止するため、文部科学大臣所轄学校法人等においては、理事長職について、責任に見合った勤務形態を取らせるため、任期や再任回数に上限を設けるための措置など理事長職の在り方について検討すること。

七 監事と会計監査人の連携や監査重点事項の策定などにより監事及び会計監査人による監査機能の実効性を確保するよう各学校法人に周知するとともに、会計監査人はその独立性を害するような監査証明業務と非監査証明業務の同時提供はできない旨の周知を図ること。

八 本法による学校法人のガバナンス改革の実施に当たっては、その対象となる学校法人は、都市部の大学等を設置する大規模なものから地方の幼稚園のみを設置する小規模なものまで様々であることから、特に小規模な学校法人に対しては、寄附行為・内規の変更や評議員の候補者探しなどの負担、地域間格差の拡大等に配慮し、設置する学校種及び規模等を踏まえた運用面での負担の軽減措置を講じること。

九 本法は大学を設置する大臣所轄学校法人を中心に制度設計が行われているが、多くの学校法人の所轄庁は都道府県知事であることから、都道府県に対して丁寧な説明や調整が行われるよう努めること。

十 私立学校法の対象外である株式会社により設置される学校においても、最大の利害関係者が学生等であることを踏まえ、設置主体の株式会社のガバナンス不全が学生等に不利益を与えないよう、設置者に対する指導助言の充実に努めること。

十一 学校法人の役員及び評議員の選任に当たっては、男女共同参画の観点から、女性の登用について配慮を求める旨を、各学校法人に対し周知すること。

※ 参・文教科科学委員会の附帯決議は、衆・文部科学委員会の附帯決議の内容に加えて、以下の2点。

- 評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、各学校法人の規模や特性に応じて、教職員、卒業生、保護者、地域住民、有識者などバランスの取れた多様な構成とすることが望ましい旨を、各学校法人に対し周知すること。
- 本法により学校法人の役員及び評議員の権限や責任に変化が生じることを踏まえ、役員及び評議員が期待される役割を適切に果たすことができるよう、研修の機会の確保に努めること。また、新たに選任される理事・評議員が学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるようにするための取組に努めるとともに、本法により外部の理事・評議員の増加が見込まれることから、これらの者への必要な情報提供を図るよう、各学校法人に対し周知すること。

趣旨

私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)の施行に伴い、私立学校法の委任を受けた各種規定を整備する。

改正のポイント

1. 評議員会の招集通知のデジタル化

メール等の情報通信の技術を利用する方法で評議員会を招集する場合には、以下の手続をとることとする。

- ① 通知発出者は、通知の相手方に対し、**用いる方法の種類及び内容を示し、承諾を得なければならない**こととする。
- ② 通知発出者は、通知の相手方から、情報通信の技術を利用する方法による通知を受けない旨の申し出があったときは、通知を当該方法で発出してはならないこととする。

2. 大臣所轄学校法人等の基準

都道府県知事所轄学校法人で、以下の①かつ②の基準を満たす法人は、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする。

- ① **収入^{*1}10億円** 又は **負債20億円以上**
- ② **3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること^{*2}**

^{*1} 最終会計年度における学校事業(私立学校の経営に関する会計に係る業務として行う事業)+収益事業による経常的な収益の額
経常的な収益の額の計算方法ほか、規定の適用に関し必要な事項は省令で定めることとする。

^{*2} 3以上の都道府県に学校を設置している または 広域通信制高等学校を設置している こと

3. 常勤監事を置かなければならない法人の基準

大臣所轄学校法人等で、以下の基準を満たす法人は、常勤監事を置かなければならないこととする。

- ・**収入100億円** 又は **負債200億円以上**

4. その他

・都道府県知事所轄学校法人においては、これまで必要とされてきた理事及び監事のみならず、**評議員及び会計監査人が就任又は退任した際にも、都道府県知事に対し、届出を行わなければならない**こととする。

・都道府県知事所轄学校法人の台帳の調製・保存に係る規定は削除することとする。

趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）の施行に伴い、私立学校法の委任を受けた各種規定を整備する。

改正のポイント

1. 子法人（第11条）

「子法人」とは、以下のものとする。

- ① 当該学校法人が、意思決定機関における**議決権の過半数**を有する法人
- ② 当該学校法人の役職員等が、意思決定機関の**構成員の過半数**を占めている法人

2. 特別な利害関係（第12条）

「配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係」とは、以下のものとする。

- ① **事実婚**である関係
- ② **使用人**である関係
- ③ **金銭等を受け取り生計を維持**している関係
- ④ **②、③の配偶者**である関係
- ⑤ **①～③の三親等以内の親族であって生計を一にする**関係

3. 所轄庁への届出（第59条）

これまで必要とされてきた理事及び監事のみならず、**評議員及び会計監査人の就任・退任の際にも、所轄庁への届出を必要**とし、届出書には法令の**資格・構成に関する要件が確認できる書類を添付する**ものとする。

4. 評議員会の決議が必要となる寄附行為変更（第52条）

大臣所轄学校法人等において、**評議員会の決議が必要となる寄附行為変更は、以下の事項に関する変更とする。**

- ① **目的**
- ② **名称**
- ③ **設置する私立学校や学部等の名称等（届出事項を除く。）**
- ④ **理事の定数、任期、選解任、理事長の選定等**
- ⑤ **監事の定数、任期、選解任等**
- ⑥ **評議員の定数、任期、選解任等**
- ⑦ **理事会及び評議員会の決議**
- ⑧ **理事選任機関の構成、運営等**
- ⑨ **収益事業の種類等**
- ⑩ **解散**
- ⑪ **寄附行為の変更** ※寄附行為変更をする際の要件や手続に関する規定のこと

5. その他

以下の内容については、他法人法制と同趣旨の内容を規定することとする。

- ・**学校法人の業務の適性を確保するための体制（第13条）**
- ・**理事会議事録、評議員議事録の作成方法（第15条、第22条）**
- ・**監査報告・会計監査報告・事業報告書の作成方法、計算書類・事業報告書等の監査の方法（第5章）** など

改正後の私学法

(理事会の職務等)

第三十六条

3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。

五 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備

改正内容

文部科学省令で定める体制は以下のとおりとする。

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
- 五 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

改正後の私学法

(評議員会に提出する議案等の調査義務)

第五十四条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない

(理事会等への報告)

第五十六条 監事は、第五十二条第一号の監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。

改正内容

- ①監事の調査の対象として省令に定めるものは、「電磁的記録その他の資料」とする。

改正内容

②監査報告の作成の方法は以下のとおりとする。

- 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
 - 一 当該学校法人の理事及び職員
 - 二 当該学校法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者
 - 三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該学校法人の他の監事、当該学校法人の子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

改正後の私学法

(計算書類等の作成及び保存)

第百三条

2 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に、**文部科学省令で定めるところにより**、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び**事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。**）を作成しなければならない。

改正内容

事業報告書の作成の方法は以下のとおりとする。

- 事業報告書は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。
 - 一 当該学校法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。）
 - 二 法第三十六条第三項第五号の体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要
- 事業報告書の附属明細書は、事業報告書の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

改正後の私学法

(計算書類等の監査等)

第一百四条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、**会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。**

改正内容

- ①詳細は次頁
- ②計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても当該書類を提供しなければならないこととする。
- ③会計監査人が特定監事に対して会計監査報告の内容を通知する際に、あわせて通知しなければならない事項について以下のとおり規定する。
 - ・独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
 - ・監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
 - ・会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項
- ④計算関係書類について、監査を受けたものとされる日は、次々ページのとおり。

計算関係書類の監査について

		監査報告の内容	監査報告の通知期限 (監事→理事、会計監査人→理事、監事)
監事	会計監査人 非設置	<ul style="list-style-type: none"> 一 監事の監査の方法及びその内容 二 計算関係書類が当該学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 四 追記情報 五 監査報告を作成した日 	次に掲げる日のいずれか遅い日 一 計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日 二 計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事※1及び特定監事※2が合意により定めた日があるときは、その日
	会計監査人 設置	<ul style="list-style-type: none"> 一 監事の監査の方法及びその内容 二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつていものを除く。） 四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 六 監査報告を作成した日 	次に掲げる日のいずれか遅い日 一 会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日 二 特定理事※1及び特定監事※2の間で合意により定めた日があるときは、その日
会計監査人		<ul style="list-style-type: none"> 一 会計監査人の監査の方法及びその内容 二 計算関係書類が当該学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 無限定適正意見 ロ 除外事項を付した限定付適正意見 ハ 不適正意見 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由 四 追記情報 五 会計監査報告を作成した日 	次に掲げる日のいずれか遅い日 一 計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日 二 計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事※1、特定監事※2及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

※1 特定理事とは以下の者をいう。

- a 監査報告の内容の通知を受ける理事を定めた場合には、当該理事
- b a以外の場合には、計算関係書類の作成の職務を行った理事

※2 特定監事とは以下の者をいう。

- a 監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合には、当該監事
- b a以外の場合には、全ての監事

【監査を受けたものとされる日】

<監査報告>

1. 特定理事が監査報告の内容の通知を受けた日に、監査を受けたものとする。
2. 特定監事が通知期限までに監査報告の内容を通知しない場合は、通知期限の日に、監査を受けたものとみなす。

<会計監査報告>

1. 特定監事及び特定理事が会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。
2. 会計監査人が通知期限までに会計監査報告の内容を通知しない場合は、通知期限の日に、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

<会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告>

1. 特定理事及び会計監査人が監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
2. 特定監事が通知期限までに監査報告の内容を通知しない場合は、通知期限の日に、監事の監査を受けたものとみなす。

改正後の私学法

(計算書類等の監査等)

第百四条 **計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。**

改正内容

○ 事業報告書等の監査については以下のとおりとする。

①監査報告の内容

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 事業報告書及びその附属明細書が法令又は寄附行為に従い当該学校法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 三 当該学校法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたときは、その事実
- 四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 五 学校法人の業務の適正を確保するための体制について決議がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日

②監査報告の通知期限（監事→理事）

次に掲げる日のいずれか遅い日

- 一 当該事業報告書を受領した日から四週間を経過した日
- 二 当該事業報告書の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 三 特定理事※1及び特定監事※2の間で合意により定めた日があるときは、その日

③事業報告書等は、特定理事※1が監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする（特定監事※2が通知期限までに監査報告の内容を通知しない場合は、通知期限の日に、監事の監査を受けたものとみなす。）

※1 特定理事とは以下の者をいう。

- a 監査報告の内容の通知を受ける理事を定めた場合には、当該理事
- b a以外の場合には、事業報告書等の作成の職務を行った理事

※2 特定監事とは以下の者をいう。

- a 監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合には、当該監事
- b a以外の場合には、全ての監事

文部科学省HP：私立学校法の改正について（令和5年改正）

文部科学省HPに改正内容に関する動画や資料を掲載しています。

令和5年通常国会において成立した「私立学校法の一部を改正する法律」の内容について理解を深めていただくため、**文部科学省ホームページに説明動画、資料及び寄附行為作成例などを掲載**しました。Q&Aについては、掲載している「私立学校法の改正に関する説明資料」の「2.個別条文解説」に掲載しております。

また、問い合わせ窓口として「**私立学校法の改正に関するお問合せフォーム**」を開設しておりますので、ご質問等があれば、そちらからお送りください。

私立学校法の改正 文部科学省

検索

▶説明動画・資料・寄附行為作成例などを掲載しているページ(※)はこちら

※私立学校法の改正について（令和5年改正）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→



▶私立学校法の改正に関するお問合せフォームのURLはこちら

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJkjbwPnpL7H5LHDC2UIOkXPxBnMKJsFUQzRFRVQ5NVJVUU9VMVVBTENPMEZEMzVRUy4u>

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→

